

# 東京地方裁判所委員会（第3回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

- 1 日時  
平成16年6月8日（火）15:00～17:20
- 2 場所  
東京地方裁判所大会議室
- 3 出席者  
(委員) 青木俊一, 池田耕平, 大谷禎男, 岡久幸治, 小野正典, 唐津恵一, 小粥節子, 齋藤喜好, 坂井文雄, 高木國雄, 田村浩子, 永井紀昭, 島中薫里, 丸山陽子, 満田明彦, 保田眞紀子, 我妻学, 渡辺雅昭 (欠席: 北村敬子, 高木敬五, 和久井良一)  
(事務局) 勝野鴻志郎東京地裁民事首席書記官, 小嶋良保東京地裁刑事首席書記官, 羽山秀樹東京簡裁事務部長, 森田正則東京地裁総務課長, 中園敬東京地裁総務課課長補佐, 山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長 (欠席: 原田東京地裁事務局長)
- 4 議題
  - (1) 司法制度改革の実施状況について
  - (2) 「裁判所に述べられる苦情」について
  - (3) 「簡裁の民事について」
  - (4) 第3回以降のテーマについて
- 5 配布資料  
資料1 東京地方裁判所委員会（第3回）議事次第  
資料2 東京地方裁判所委員会委員名簿（平成16年4月1日付け）  
資料3 司法制度改革の実施状況に関するもの
  - 3-1 司法制度改革の現状（平成16年6月3日付け）
  - 3-2 司法制度改革関連法成立状況（平成16年6月3日付け）
  - 3-3 司法制度改革に関連する主な最高裁判所規則（平成16年5月20日付け）  
資料4 「各委員の関心事の整理」  
(事前配布資料)  
「簡裁の民事」に関する資料一式
  - ・ 第3回地裁委員会検討テーマ（簡裁関係）（レジュメ）
  - ・ 配布資料目録
  - ・ 添付資料1～18
- 6 議事
  - (1) 開会の言葉
  - (2) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介  
委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、齋藤委員から自己紹介があった。  
専通英樹委員→齋藤喜好委員（東京都生活文化局広報広聴部都民の声課長）
  - (3) 事務局の交代及び事務連絡
    - ア 委員長から、次のとおり事務局の交代について報告した。  
鈴木英夫刑事首席書記官→小嶋良保刑事首席書記官  
江川智津乃総務課長→森田正則総務課長
    - イ 事務連絡として、森田総務課長から、平成16年4月以降、委員手当が200円減額になったことを説明した。
  - (4) 司法制度改革の実施状況（説明）  
永井委員長から、配布資料3-1及び3-2に基づいて、司法制度改革の大枠とその中でのそれぞれの改革事項の実施状況について説明があった。
  - (5) 「裁判所に述べられる苦情」について（説明）  
永井委員長から、「裁判所に出来る苦情」について、口頭で説明があった。説明の大枠は別紙のとおり。
  - (6) 「簡裁の民事」について（説明及び意見交換）  
岡久委員から、東京簡裁の事件の動向、簡裁に関連する司法制度改革等について説明し、意見交換を行った。説明及び意見交換の要旨は以下のとおり。

【説明及び意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員）】

○：東京簡易裁判所の事件の動向，簡易裁判所に関わる司法制度改革の状況，そして，それに対する東京簡易裁判所の取組みについて御説明申し上げる。

<東京簡裁の事件の動向について>

事前配布資料（「簡裁の民事」に関する資料）の添付資料（以下「簡裁資料」という。）1で平成15年の1月～5月と平成16年の1月～5月とを比較すると，民事通常訴訟は8.7%減少，少額訴訟は3.5%増加，民事調停事件は0.1%増加，支払督促は4.2%増加となっている。

民事通常訴訟について。簡裁資料2の上段の表は，5月に受理した事件の概数である。この「事件種別」の「訴訟」の中に「通常」と「集合」というのがある。いわゆる消費者信用関係の事件，クレジットとかサラ金等の業者が起こす事件は，一度に何十件も起こしてくるのが常態であり，この種の事件は，各裁判官に1件ずつ個別に配てんするのではなく，5件ずつ固まりにして配てんするようにしている。これを「集合」と呼び，これに対し，「通常」というのは，1件ずつ個別に各裁判官に配てんするような事件を言い，その多くが市民間の紛争の事件である。

この表によると，「集合」が25.1%減っており，これは，消費者信用関係事件が減少傾向にあることを示している。ちなみに，特定調停事件は消費者信用関係事件が調停という形で裁判所に出てきたものであり，後に説明するとおり特定調停にも同じ傾向が出ている。逆に「通常」は17.2%増加している。4月以降，簡裁の民事の事物管轄が90万円から140万円に引き上げられた関係で，それまで地裁に行っていた市民間の通常の訴訟事件が簡裁に来るようになったことが背景にある。消費者信用関係事件の多くは，契約の時点で，簡易裁判所を管轄裁判所とするとの合意がされており，以前から，90万円を超える事件も簡易裁判所に多数提起されていたので，事物管轄の引上げがあってもさほど影響されず，むしろ，社会経済情勢の変化によって減少しつつあり，これに対し市民間の通常訴訟は，事物管轄の引上げを反映して増加しているといえよう。

少額訴訟について。4月の時点ではかなり増えて，前年と比べ100件増加し，5月は前年とほぼ同数（簡裁資料2）となっている。少額訴訟は従前から非常に人気があって，本来の債権が30万円を超えているのに請求額を30万円に減額してでも少額訴訟を希望するという人が少なくなく，そのような人が，4月に訴額の上限が60万円まで上がるのを待ってドッと訴えを提起したのではないかと思われる。

特定調停について。本年5月は去年と比べ，2409件，45.3%も減少した。4月までは去年より増加していたが，5月になり，一気に減少したものである。簡裁資料8（特定調停制度ができてからの毎月の新受件数を折れ線グラフにしたもの）を見ると，毎年増加していたのが分かる。去年までは5月になると一気に上がる傾向にあったのに，今年は逆に5月になって低下した。これはある程度予測されていたことである。社会経済情勢の変動によって，消費者信用関係事件が減りつつあるという先程の訴訟事件の動向と軌を一にしていると考えることができる。今後しばらくの間は，そのあたりの件数で推移するのではないかと思われる。なお，3,000件に激減しているが，それでも非常に大きな数字である。むしろ去年までは，とても対応できないような事件数であったが，それがどうにか対応可能な3,000件程度に落ち着いてきたというのが実情である。

<司法制度改革と簡易裁判所について>

訴訟事件の事物管轄と少額訴訟の訴額上限の引上げについて。4月から簡裁の民事訴訟事件の事物管轄が90万円から140万円に引き上げられ，少額訴訟の訴額上限も30万円から60万円に引き上げられた。

司法書士の訴訟代理制度の創設について。この制度の創設により，司法書士は，特別研修と呼ばれる研修を受けた後，法務大臣の認定を受けた場合には簡裁代理業務を行えるようになった。既に第1次，第2次の特別研修を受け法務大臣の認定を受けた方々が活動を開始しており，第3次の特別研修を受けた方が活動を開始するのは，9月始め頃になると思う。その段階で東京地裁管内で約1000人の司法書士が資格を取得することになる。

民事調停官制度の創設について。今年1月1日に法律が施行され，東京簡裁に5人の弁護士が民事調停官として配置された。東京地裁には2人が配置されている。今年10月にも何人かの方が東京簡裁に来られることになる。この制度は，いわゆる非常勤裁判官制度として，弁護士任官を推進するために設けられたものである。

少額訴訟債権執行制度の創設について。法律はまだ国会で成立していないが，来年4月1日からの施行が見込まれている。これまで簡裁では強制執行ができなかったが，少額訴訟の債務名義については，簡易裁判所でも強制執行ができるようにして少額訴訟の実効性を高めるべきであるとの意見に基づき採用された。ただし，債権執行だけでなく，例としては債務者の給料の差押えなどが考えられる。

## <司法制度改革と東京簡易裁判所の取組み>

市民訴訟手続について。簡裁の事物管轄が引き上げられたことに伴い、市民間の紛争のうち、従来、地裁に行っていたものが相当数簡裁に来るようになり、難しい事件も多くなるだろうと考えられる。しかし、簡裁に来る事件の多くは本人訴訟であり、新たに簡裁に来るようになる事件についても、簡易迅速な手続きで解決する必要がある。そこで、市民間の民事訴訟事件については、今年4月から「原則2回、判決言渡期日を入れると原則3回で審理を終える」ような新たな審理方式を検討し試行している。これは、以前から、東京簡裁において一般の通常訴訟について行っていた準少額訴訟手続を発展させたものであり、少額訴訟と同じような発想の下、1回目の期日に本人から事情を聴いて争点を整理し、次の期日までに徹底した準備をしてもらった上で2回目の期日に集中証拠調べをするという訴訟手続きであり、東京簡裁では、この手続きを「市民訴訟手続き」と称している。

少額訴訟について。訴額の上限が30万円から60万円に引き上げられたことに伴い、相当の事件増が見込まれたので、新しく少額訴訟を専門に担当する係を6つ（裁判官6人）を作った。書記官についても増員した。事件数の動向を見ながら、さらに人員の充実を図りたい。

民事調停委員の増員について。特定調停事件の増加に伴い、調停委員を昨年10月には60人、今年4月には50人増員した。現在、その増員の効果が始まっている。

司法委員候補者の充実について。司法委員はほぼ必要数を満たしているので、できるだけ弁護士以外の一般の司法委員や女性の司法委員の割合を増やす努力をしてきた。ある程度の成果を得たと思っている。また、4月には未払賃金や解雇予告手当の請求事件のために社会保険労務士の資格を持つ3人の方に専門家司法委員になってもらった。その他、交通事故、特に物損関係の専門家の方に司法委員になってもらおうと考えている。司法委員制度は調停委員制度と並んで、簡裁における国民の司法参加の両輪といわれており、これをさらに充実させたいと考えている。

物的態勢について。調停室は、現在の東京簡裁が発足した平成6年時点では45室であったが、その後、11室を増設し、それ以上の増設は不可能な状態となった。そこで今年、1階の調停室3室を改造し、調停コーナー10個を設けることにより、実質的に差し引き7箇所、調停をする場所を増設した。他方、調停室を確保するため、調停委員室を減らし、弁護士待合室を廃止し、和解室を減らし、更衣室の位置を変えるなどの措置をとらざるを得なかった。その結果、施設的な面では非常に問題が生じている。調停委員の増員が必要でもこれ以上の増員は無理であり、職員の増員についても書記官室に職員をこれ以上配置できないような状態になってしまっている。また、民事訴訟事件も新東京簡裁が発足した当初は1万数千件であったが、現在7万件になり、非常に増加している。その対応策として、司法委員を増やして活動を充実させることを考えても、そのための施設がない、法廷も少ないから裁判官も増員できない、という状況にある。そこで、東京簡裁では、平成19年度中に、現在の墨田分室のところにPFI方式で庁舎を新築し、そこに全調停部門を移転することにした。ここに21世紀の調停を担う新たな調停施設を整備することを予定している。移転後の跡地には、民事訴訟のための法廷、和解室などを増設することが可能となる。

広報関係について。広報活動を充実するべく、東京簡裁のホームページを立ち上げることにした。現在、準備作業を進めており、まもなくオープンできる。これまでは東京地裁と東京家裁の共通のホームページの中に東京簡裁の説明があるという形だった。今後は、独立したホームページによって東京簡裁の案内をしたいと考えている。簡裁では、本人がみずから訴訟を提起したり、調停の申立てをすることが多いが、最近では、訴訟を起す前、あるいは調停の申立てをする前に、インターネットで簡裁での手続き等を調査するという方も増えているようである。簡裁ではそのような方のためにも情報提供をする必要があり、その手始めとして東京簡裁に独自のホームページが認められた。今後、これをさらに発展させ、国民が利用しやすく、また、役に立つホームページにしたいと考えている。

支払督促事件のオンライン化について。支払督促には、現在でもOCRによる手続きがあるが、OCRを利用する場合には申立書を裁判所に提出する必要がある。そこで、貸付金などの一定の類型的な支払督促の申立てについては、オンラインで申立て等ができる制度を来年11月から実施する予定である。インターネットのできるので、個人も、自分の家のパソコンから申立てができる。申立てだけではなく、手数料の支払い、正本交付の申請もオンラインでできるようになる。簡裁では金銭請求の訴訟事件が多く、また、訴訟を類型化することが可能であることから、支払督促についてそのオンライン化がどのように進行するかは、簡易裁判所の民事訴訟手続きの全部又は一部をオンライン化できるかどうかにも関わってくる。その

意味で、支払督促のオンライン化は、今後、簡裁の民事手続きに大きな変化をもたらす可能性がある。

なお、支払督促は、金銭の支払請求について、債権者が債務者を相手方として簡裁に支払督促の申立てをし、書記官がした支払督促に対し債務者から異議がなければ支払督促を確定させて確定判決と同じ効果を与えるという、簡易な形で債務名義を取得できる手続きである。書記官がした支払督促に対して、不服のある債務者は、異議の申立てをすることができ、異議の申立てがあると、そこからこれまでと同様に通常の訴訟に移行することになる。

私からの説明は以上である。

- ：東京簡裁の場合、このままではとても続けていけないという実情があるということとは理解している。ただ、次の点について伺いたい。

今から10年くらい前に23区内の簡裁を霞が関に統合したときでさえ、東京都の中では、霞が関に来るのは不便であり、12あるものを数庁程度に分散した形で調停や訴訟をしてほしいとする要望が強かった。それを、霞が関に1庁化することが、管理の点でも審理の充実の点からしても優れているといった理由があり、そして、「『霞が関』であるから、もしかすればかえって便利になるのではないか」ということもあって、反対論を納めたという経過があったと思う。

調停部門が墨田へ移ることになると、そのときはまた別の、いろんな問題があると思うが、東京都の各方面、団体の声とか批判とかはどうか。霞が関への1庁化のときに照らしてみても、相当いろんな問題があるのではないか。このあたりについて、不満の声とか、あるいは賛成の意見等があったらお聞かせ願いたい。

- ：今年23区内の簡裁が東京簡裁が統合されてから10年目に当たるが、この統合計画の時点では調停事件は年間5,300件であった。平成6年に現在の東京簡裁を造るときには、だいたい8,000件になるだろうと予想していた。ところが、現在の調停事件は年間51,400件、つまり、それだけ激増したわけである。確かに事件の急増によりいろんな形で問題が起きているが、それでも、東京簡裁としては、国民の期待に応じられような形で調停の運営ができていていると思っている。平成6年に12の簡裁を統合したわけだが、バラバラにしていたのでは、到底、これだけの事件増には対応できなかったであろう。集中化して、すべてについて事務処理を合理化し、また、専門化した効果が出てきている。そういう意味での統合の効果については、非常に自信を持っている。

指摘のあるのは、場所的な問題であると考えられる。確かに、霞が関は交通の便が良く、墨田に移転すると、不便になる方もおられると思う。計算してみたところ、片道10分ないし20分よけいにかかるという方もおられるように思われる。ただ、新庁舎は錦糸町駅から5分ぐらいのところであり、錦糸町は、半蔵門線ができ、JRもある。私も実際に東京簡裁から行って見たが、非常に交通の便はよく、これから大きく発展するところという印象を受けた。そういったことと全体の兼ね合い、先程も述べたように東京簡裁自体が、このままでは、さらに発展、充実した調停を行うことができないという状況と現在の財政事情等、いろんな点を考えた場合に、全調停部門を墨田に移すのが最善だろうと考えている。もちろん、不便をおかけする点もあると思うが、そういった全体の中で考えれば、十分に国民の理解を得られるのではないかと考えている。

- ：少し補足する。分室というのは4つある。墨田分室には、現在、警察・検察庁・裁判所の3者が入っており、いわゆる交通略式事件について即日処理をしている。建物がかかり老朽化してきたので建て直しをしようとしたところ、幸い、あそこは国有地で裁判所の土地で、また、高く建てられるものだから、交通裁判所として維持するとともに、そこに調停センターを作ろうという発想になった。墨田はそれでよいが、他に北分室、大森分室、中野分室の3つの分室がある。これらは専ら警察の令状請求に対応しているところだが、調停室もあり、いつでもできるような態勢で待っているが、ほとんど申立てがない。昨年度を見ると、北分室では0件、他のところも3件とか6件である。申立人はその分室の近くに住んでいて、その分室で起こそうと思っても、相手方がどこかということによって扱う裁判所が違ってくる場合があり、必ずしも地元では起こせない。墨田以外の分室は、ほとんど手続き等の電話相談や案内の場所になっている。たくさん扱っている本庁でさっさと終わらせたいというのが申し立てる人の現実のようである。

- ：東京に来て実感するところであるが、東京では、歩いてすぐ行ける程度の距離の場合は「近い」と思うが、逆に、歩けば相当の時間がかかるということになると、むしろ地下鉄あるいはJRに乗ることになっても、降りた駅から歩いてすぐのところに行った方がいいといった発想をする方もかなりおられるのではないか。なぜ分室の事件が少ないかという点、相手方がそこに住んでいなければならないということもあるが、10年の実績から言っても、霞が関に関しては、距離的には遠くても、

むしろ結構便利だと思ってくれているからではないかと思う。錦糸町も決して不便なところではない。これは実際に行ってみればすぐ理解してもらえるとと思う。

- ：現に弁護士会には説明したり、司法協議会でもそういう話題が出て、議論している。
- ：確かに、事件数が増加し、昨年に新受件数が5,000件を超えたピークの時は、申立てをしてから調停が始まるまで3ヶ月かかる時があった。部屋も足りない、委員も足りないで大変だった。最近、委員が増え、係が1つ増え、裁判官も増員になって、ちょっと様子が変わってきている。それぞれの係に回ってくる配点の事件数が減ってきていると思う。  
たまたま今日、こんな経験をした。調停委員は部屋と委員とを確保して事件が配点されるのを待っていて、事件が配点されるとそこへ入れていくという動きをしているが、6月17日に特定調停を入れるつもりで3コマ用意していたら全く事件が入らなかった。そうすると委員も空くし、部屋も空く。私だけではなく、6つの係全部でそういう現象が生じている。5月は40数%も事件が減少したとのことであり、今は少し特殊ではあるかもしれない。それにしても、「経済が安定してきたから、業者からの申立ても債務者からの申立ても双方減っているのではないか」という説明があったとおり、このまま経済が安定していくとすれば、特定調停の申立ては、比較的なだらかな下降線をたどっていくと思われる。  
1階を新しく改造して作った調停コーナーは、天井まで仕切がなく、声が外に聞こえてしまうために普通の事件には使えないし、電話をしても隣りへ筒抜けというような感じなので、できるだけ使わないで済ませたいと考えているが、それが今は可能になっており、部屋に関してはだいぶ落ち着いてきたかなという感じである。  
ただ、調停委員の処遇については不便を感じている。まず、空いた時間に居場所がない。調停委員は調停室にいるときのみ仕事をするわけではなく、調停室に入る前に計算書をチェックしたり、資料を調べたり、双方のどちらかに電話をして連絡をとったりと下準備をしているが、それをする場所がない。また、ちょっとお茶を飲むとか、委員同士で雑談をして情報交換をするとか、そういう場所が全くなくなっており、不自由を感じている。
- ：調停委員には、非常に不便をかけている。新しい墨田庁舎に行けば、そのようなことはないと思うが、それまでの間については、祝田橋の古い庁舎を使うことを考えている。墨田の交通裁判所を一時的にここへ移転して仮庁舎とし、新しい墨田庁舎ができたなら戻す。この仮庁舎では調停はやらないが、調停委員の休憩場所とか、そういうものを一時的ではあるがここに設けようかと考えている。とにかく、場所がないのがつらい。そもそもが霞が関には、この高地裁建物と家簡裁の建物しかなく、それ以外に増築する余地はない。5年後には裁判員制度も始まり、さらに建物の中に必要な部屋を確保しなければならない。そのためにも部分的にせよ、どこかへ出ていかなければならないことは間違いない。
- ：オンラインによる督促手続の処理システムは画期的なことであると思われるが、今の手続との比較で、どういうメリットがあるのかを含めて、もう少し詳しく説明してもらいたい。
- ：一番のメリットは、債権者が申立てをオンラインですることができることである。債権者は自分のコンピューターを使ってインターネット経由で申立てをし、正本の交付申請ができ、事件の進行状況を把握することができる。このシステムを使うのは、多くは大きな会社だと思うが、その場合、定型処理システムなので、債権者の方でコンピューターに入っているデータとうまく連携させれば、申立て処理をする場合の入力等が極めて簡単になり、今までのように手間がかからない。また、債権者は、ほとんどの場合、裁判所に出でくる必要がない。現在は、全件、申立書を裁判所に提出している。OCR方式で電磁データ化して機械に読み込ませるといって、定型処理ができるようにはなっているが、この場合も、裁判所に申立書を提出して、裁判所がそれを審査して処理している。これが、インターネットを経由して裁判所に設置されているコンピューターに申立て等を行うことができるようになる。手数料の納付もインターネットを経由して行うことができる。さらに申立ての審査についても裁判所書記官は、コンピューターでかなりの部分を処理でき、事件処理の適正化、効率化を図ることができる。土地管轄という面では場所的制限がなくなる。場合によっては、全国から東京に申立てをすることができるようになる。直ちに全国的にやるというわけではないが、可能性としてはある。そういったことを東京簡裁でまずやってみようということである。ただし、支払督促に対して異議が出た場合には通常の訴訟になるため、異議後は現在とほとんど変わらない。このシステムは、大量に支払督促の申立てをする会社だけではなく、一般の個人も利用できるようになっている。本来なら貸金請求の訴えを起さなければならぬような場合でも自宅のコンピューターを使ってインターネット経由で支払督促の申立てをす

れば紛争が解決するというケースも生じてくるので、そういう面では一般国民にとっても、この制度がうまくいけば、IT時代のメリットを享受できることになると思われる。

- ：裁判所も、いわゆる「e-Japan戦略」の中でオンライン化を進めていくという話があると思うが、督促手続というのは、確かに、定型化した金銭請求、売買とか貸金について、最もオンライン化にふさわしいと思う。ところで、東京簡裁と大阪簡裁においてOCRを最初導入する時に、既に管轄をある程度広げるという話があったと思うが、督促手続のオンライン化はどの程度まで広げていくのか。理論上は、東京で全て行うということも現在のコンピュータの状況からすれば可能であろうし、諸外国でも、私が知る限りでは業者を相手にしたものについて、登録をさせて全国一つにするということをやっているのだから、我が国でもそういうことができると思う。それからもう一つ。本人訴訟となる相手方がおそらく多いわけだから、その関係で「異議を申し立てることができるんですよ」ということを分かるようにすることと、異議後の手続に移行したときのやり方について、オンライン化としてはどの程度までを考えているのか。もちろん、すぐにどうこうという問題ではないと思うが。
- ：管轄の点について。東京簡裁で試行するという段階であるので、どこまで広げるかということが確定しているわけではない。どの程度使い勝手がいいかということも東京簡裁で試してみても、うまくいけば、もっと広げるということになるかもしれない。今後、いろんな国民の意見も聞きながら進めていくことになるだろう。一箇所に集中してしまうのがいいことなのか、例えば、大地震が来て施設がつぶれてしまうといった危険性も考えると、一箇所に集中させていいのかという問題もある。現在、方針が決まっているというわけではない。

異議申立て質問について。支払督促の場合は、債務者である相手方に対して、これはどういうものと詳しく説明した書面と異議申立書用紙も一緒に送っている。受け取った人は、その異議申立書に「異議があることが分かる程度の記載」をして送り返せば、裁判所はそれを異議申立書として扱っており、そういった形での対応はこれからもすることになる。異議後の手続については、従来とほぼ同様であり、通常の訴訟手続になる。
- ：墨田分室の件について、PFI方式とは何かということと、東京簡裁の調停部門を墨田へ移すことについて、裁判所以外の、調停に携わっている方、あるいは市民の意見を聴いてから決めたのか、そうでないのかを聞きたい。
- ：PFIとは、民間企業の資金力を利用して建物を建ててもらい、それを裁判所が買い取り、長期の分割で代金を支払う、その間の建物の管理は、その企業にお願いする、というものである。今の国の財政事情からすると一度にお金を出して造るだけの予算は確保できないが、長期分割なら、なんとか予算措置がとれるということもあって、民間の活力を利用するPFI方式が採用されたものである。
- ：調停委員には伝えており、調停委員の意見は、大体「いいのではないか」というようなところと聞いている。市民一般にはまだ聴いていない。弁護士会にも早めに進行状況等を伝えていて、現に弁護士会からもいろいろ意見を伝えてきている。交通の便の点など、墨田で本当に大丈夫なのか、という意見とか、逆に墨田でいいのでは、という意見もある。墨田へ行くのもいいが、分室機能をもっと充実した方がいいのではないかという意見もある。司法協議会でもそういう意見があった。
- ：意見を聴いているというのは、調停協会と弁護士会になるのか。そういったところから、要望書とか意見書とかが具体的に出てきて、それを討議したという意味か。それとも、話をいただいているという意味か。
- ：なにせ、まだ庁舎の設計もできていない段階である。これからやっと、業者の選定をし、公示をし、募集をし、基本的なコンセプト＝こういう施設が必要だという概念図を示して、PFI方式で一般公募する。なお、「PFI」は、「Private Finance Initiative」の略である。そういう段階であるから、各調停委員、各職員、弁護士会の方々に、こういうコンセプトでやっているが要望があれば承ると投げている。それについて意見もいただいております。それ以前の問題として、委員の話にあったように、そもそも一極集中でいいのかという問題提起もいくつかもらっており、それらに対しては、裁判所も理由や事情を説明している。あるいは、将来、分室をどうするかということも関連する、という議論もある。3つの分室はいずれも借地と借家であり、短期の借用期限が定められている。早晚明け渡さなければならぬが、といって、国有地で簡裁を作るところもない。国有地等は全部放出して、それを資金にして建てている。財政的な状況やいろんな問題が絡んでいる。
- ：司法サービスというと、いつも土日とか夜間の扱いをどうするのかということが話題となる。実際の簡裁の状況において、そういった要望がどうなっているのか、

あるいは将来、どんな展望なり、可能性があるのか。

- ：夜間の司法サービスという調停が中心であり、司法制度改革の意見書の中でも触れられているところではあるが、実際は、夜間調停の利用者は少ないと認識している。それに対しては、PRが足りないのではないかという反論がいつもある。しかし、調停手続きの中で、「夜間調停も利用できる」と調停委員から説明してもらうようお願いしている。先程の話とも絡んでくるが、調停室が足りない状況にあったために、一部の調停委員が、無理矢理というか、かなり積極的に夜間に期日を入れた例があると聞いており、その関係でこのところは若干夜間調停が増えているが、調停室不足という状況が解消すれば、改善されるのではないかと思う。夜間の利用については、裁判所の手続きのように相手方当事者のある場合には、一方当事者が希望しても相手方が希望しないときもある。また、当事者が裁判所外で非常に対立している場合などには、警備の必要なこともあり、そのような場合には夜間調停は困難である。夜間調停の制度があることはPRしているし、そのための人員とスペースは確保している。
- ：夜間調停は、5時半から7時半に4室使用できるが、調停委員に対する手当がゼロと聞いている。
- ：ゼロというのは誤解があるか、あるいは、こちらの説明が足りないのかもしれない。調停委員の手当は「1日いくら」というのを基本にしており、勤務時間が短い場合は、そこから減額するなどの形で時間的な要素も考慮するようになってきている。夜間に関する手当がゼロになっているという人は、たぶん熱心な方で、午前午後に加えて夜間も執務している人であろう。そういう場合、手当は「1日分」しか出せないで、夜間の分は別には出ない。しかし、午後から夜間まで執務したようなときは、1日分の手当が支給されている。
- ：いわば残業手当、超過勤務手当に当たるものがないと理解してもらえばいい。
- ：施設の問題については、その場所がいいのかどうかの問題はあるとして、墨田に移転する計画がある。調停委員の数の問題では、昨年、一昨年、大幅に増員して、だいぶ楽になった。次は、質の問題となる。簡裁資料16でみると分かる通り、弁護士を始め、いろんな職種の人が調停委員を引き受けているわけであるが、弁護士としてしょっちゅう調停事件をやっていると、まさに調停委員の力で調停の成否が決まるという部分が極めて大きい。その組合せの調停委員に配点されたからいい解決ができたということは必ずあるが、これは運のようなもので、そうでないときには、どうしても調停委員と合わない、本来ならまとめるつもりだったのが、結局こじれて帰って来てしまうということも結構多い。調停委員について、研修や選任における一層の工夫をお願いをしておきたい。
- ：調停委員の選任については、東京地裁管内の簡裁については大変恵まれており、非常に立派な方や能力のある素晴らしい人たちが候補になってくださっている。その中から選ぶのに困るといのが実情である。年齢構成や経験等の点でもいろんな人になってもらいたいといろいろ考えてきた。調停委員からも、どのようにすれば、いろんな方になってもらえるかと意見を聴いている。適任者があれば推薦して欲しいとも言っている。調停というのは、ノウハウが非常に重要であり、一般的には立派な人であっても調停者としては適任かどうかはまた別な観点で見なければならぬという点がある。

研修という点では、裁判所でも研修を行っているし、調停協会でも自主的な研究をしていただいております、そのための便宜をはかったり、そこに裁判官が出席するといったこともしている。いずれにしても、今後も研修関係の充実を図り、また、調停委員の選任についても、より適任者を選ぶという方向でさらに努力をしたい。
- ：調停事件が、特に特定調停について、東京簡裁に集中しているという傾向があるのではないかと聞いている。実際に取り扱っていると分かるが、管内にない住所地からの申立てが散見される。埼玉県などは比較的近い方だが、群馬県等ずいぶん遠くからの申立てもある。1社でも地元の会社について申立てがあれば、そこへ統合することができる扱いがあるはずである。ある申立人は埼玉県の毛呂山に住んでいたのが川越簡裁に申立てに行き、一番大きな債務が埼玉県の信用金庫であったので、これを中心にして特定調停の申立てをしようと言ったら、こういうのは東簡で全部できるし、その他多数の債権者の本社が東京であろうから、東京へ行った方がいいですよと言われ、わざわざ東京へ来て申立てをし、東京で解決したそうだ。この人は埼玉だったからまだいいが、もっと遠くから夜行バスで来るような人もいた。ただでさえ経済的に逼迫している債務者たちが、高い交通費を払って何度も東京に来なければならぬというのではどうかと思う。
- ：裁判所の方が積極的に勧めているとは思えないが、他の簡易裁判所でも申し立てることができるのに東京簡裁に来ている事件がかなりあるということは聞いている。東京に来れば1日、2日で済む。それが、もし規模が小さい簡裁で、裁判官や調停

委員が特定調停をあまり担当したことがないような場合には、まず特定調停の仕方を勉強してからということになったりする。集中させ、専門化した東京簡裁の効率化した部分に惹かれるという部分が非常にあるのではないかと思う。東京簡裁から事件処理のノウハウを各地に知らせるということにも取り組んでいるが、なかなか理想どおりには行かない。たぶん、本当に早く解決したいとか、確実に調停を成立させたいとか思っている人が受付相談に来たときに、実情を話して東京簡裁への申立てを選択してもらっているのではないか。そういう意味で、専門家が揃っていて、毎日、何件も特定調停を処理している人がいる東京簡裁を、本人が希望しているということではないかと思われる。東京簡裁が忙しいのを解決するために、住所に近い管轄裁判所に申し立てるようにすべきであるという考え方もあるかもしれないが、そのような対応が本当にいいかということももう少し考えた方が良さそうに思う。

それから、特定調停に関して言えば、確かに将来事件数は減るかもしれないと考えている。しかし、近年、あまりにも特定調停が増加したために、その他の調停について積極的にPRし力を注ぐ余力がなかったという事情もある。今、特定調停が減ってきて楽になったと考えるのではなく、むしろ、一般の調停の方に目を向けてそちらを充実させていこうと考えている。墨田への移転についても、3年後には、社会経済情勢の変化に伴い事件数が大幅に変動することも有り得ると考えており、それを前提にした上で、司法制度改革の趣旨を踏まえ、21世紀の調停を担うに足りる充実した施設を整備したいと考えている。

(7) 次回以降のテーマと期日について（意見交換）

今回は、冒頭で「簡裁の民事」について今回の続きとして意見交換を行い、その後は「裁判員制度」について取り上げたいと考えるが、この点について、意見交換をしたい。意見交換の要旨は以下のとおり。

回りの期日については、各委員の御都合を伺い、9月28日とすることについて了承された。

【意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員）】

●：今回は、まず冒頭で、今回の「簡裁の民事」について、引き続き意見交換の時間を設けたいと思う。

その後の意見交換テーマについて御意見を伺いたい。ある程度個人的な意見になってしまうが、私としては、裁判員制度を取り上げてみてはどうかと考えている。先日、いよいよ裁判員制度に関する法案が成立したが、これから規則が制定され、まだ実際にどう動かしていくのか全く分からない状況であるので、早い時期に、裁判所から現段階の状況の説明をし、みなさんから感想なり、意見なり、疑問点なりを伺ってみるのもいいのではないかと考えている。若干、誘導したようになってしまったかもしれないが、これにこだわらず、次回以降のテーマについて御意見をいただきたい。

○：裁判員制度を取り上げる前提として、まず現在の刑事裁判の審理の実情なり問題性のある程度踏まえていただければ、今度はそれを裁判員制度でどのように補完するのかという形で議論の方向が分かりやすくなるのではないかと思うので、その辺りをうまく結びつけていただければと思う。

○：確かにそういう面もあるが、現在の刑事裁判の状況を論じるということになると、現実に触れている経験によって委員ごとに非常に差が出てしまうし、それにこだわると意見が出しにくいということがあると思う。それはそれとして、法律はできたが具体的にどう運用していくのかということについて法曹三者はまだ五里霧中であるというのが実情であるので、現時点での主要なところ、一般の方が関心を持っているところについて、率直な意見を何でもいいからたくさん出してもらうことはそれはそれで有意義なのではないか。

○：裁判員制度を考えるきっかけ、前提として、検察審査会の実情を教えてくださいなればと思う。また、検察審査会においては、審査員候補者の方に出てきていただくための苦労なども相当あると伺っている。私としては、国民にいかに出てきてもらうかという点が、裁判員制度がきちんと動くのかというところの一番肝心なところではないかという気がしているので、その辺のところもお聞かせいただければと思う。

●：検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否を一般の国民の11人の方で審査する制度で、既に50年の歴史を持っている。今回の裁判員制度と、特に選任手続等について似た部分を持っているので、確かに参考になるものと思われる。

それでは、今回は「裁判員制度」について、現時点で報道されている内容、法律化されているの内容などを裁判所から示し、みなさんの疑問や御意見を伺うということにしたい。その中で現在の刑事裁判についても多少御理解いただけるよう配慮することにした。

(8) 閉会の言葉



(別紙)

「裁判所に述べられる苦情」についての説明の大枠

1 裁判所における苦情処理の流れ及び件数

(1) 苦情対応の窓口

ア 1次対応

- ・ 当該事件部→訟廷管理官→総務課課長補佐・専門官
- ・ 総務課広報係→総務課課長補佐・専門官
- ・ (直接→) 総務課課長補佐・専門官

イ 2次対応

- ・ 必要に応じて、総務課、訟廷などにおいて現場から事実確認、検討
- ・ 職制を通じて現場へ指導、伝達等
- ・ 本人へ対応

(2) 件数等

- ・ 特に著名な判決のあったときなどには100件を超えたことも。
- ・ 通常では、総務課で対応する苦情、不満は、週に6～8件程度。

2 苦情の種類と具体例

(1) 自分が当事者となっている事件の進行や結果に対する不満

(2) 自分が関わった事件に関連しての職員の能力、資質、態度等に対する不満

(3) 傍聴者や新聞記事を見た一般の方からの裁判又は裁判所の在り方についての意見

(4) 個別の事件には直接関わらない、裁判所のあり方に対する不満(例:入構制限や裁判情報の提供方法等)

(5) 裁判に関する制度についての苦情、不満

(6) その他

以上